

令和7年度非接触大型スキャンニング及び複製資料製作業務仕様書

1 業務の概要

受託者は、和歌山移民研究を軸とした国際交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する美術資料（以下「対象資料」という。）を本仕様書の指示に基づいて非接触大型スキャナを用いてスキャンニングし、スキャンニングしたデータからデジタル画像を合成処理して媒体に保存したものを和歌山県立近代美術館（以下、「近代美術館」という。）に納品する。また対象資料のうち、一部についてはデジタル画像から凹凸再現を可能とする画像処理を行い、凹凸再現印刷をした原寸大複製物として製作し、近代美術館に納品する。

2 予定数量

本業務において撮影を行う対象資料の予定数量は、以下のとおりとする。

- （1）非接触大型スキャンニング対象資料 約40点（長辺最大：約200cm）
- （2）複製製作対象資料 8点（長辺最大：約150cm）

3 実施場所

対象資料のスキャンニングは、以下の2箇所で行う。

- （1）近代美術館内 和歌山県和歌山市吹上1-4-14
- （2）全米日系人博物館 E.1st street, Los Angeles

デジタル画像の合成処理等は、適切なセキュリティ対策を講じた受託者の作業場所で行うことができる。ただし、スキャンした画像データの紛失・盗難に十分注意し、外部漏洩を防止するための対策を講じること。

4 実施時期（履行期限）

履行期限は契約締結日から令和8年1月30日までとする。

なお、スキャンニングは契約締結日から令和7年12月28日までの間に、各実施場所において各1日間、合計2日間とする。ただし機材設置のための準備作業時間については、別途協議の上、各撮影場所において最大各2日間を設けることができる。なお、実施に当たっては、実行委員会のうち対象資料を管理する近代美術館および全米日系人博物館と協議すること。

5 非接触大型スキャンニング条件

- （1）非接触大型スキャンニングに必要な機材は、受託者が持ち込むこと。
- （2）基本のスキャンニングはカラーとし、解像度は600dpi以上とすること。なお、一部の対象資料については赤外線でも撮影すること。
- （3）照明機材はLED機材を使用すること。
- （4）スキャンニング時にパソコンに接続し、立ち会いの職員がモニタ上で確認出来るようにすること。
- （5）モニタ等は、カラーマネージメントされた環境で制作すること。
- （6）モニタの色温度設定は5000kとすること。

6 複製資料製作条件

- （1）非接触スキャンニングによって得られた高精細画像を、凹凸再現可能とする画像処理を行うこと。
- （2）複製製作物の下地は、原資料と同様または類似した素材とすること。
- （3）画面の複製印刷にあたっては、耐光性、堅牢性の高いUVインクを用いること。
- （4）印刷後、下地がキャンバスの場合は木枠を装着し、平滑性、運搬性を保った成果物とすること。

6 成果物の納品

受託者は、次の成果物を令和8年1月30日までに実行委員会（近代美術館）へ納入する。

なお、成果物に係る一切の権利は、実行委員会（各所蔵機関）に帰属するものとする。また、実行委員会職員による検査終了後には、受託者は、成果物に係るデータの全てを消去すること。

- (1) 高解像度データ・・・DVDまたはBDメディア等により納品すること。

色空間：A d o b e R G B

画像モード：R G B

画像保存形式：T I F F

画像解像度：6 0 0 d p i

- (2) 簡易出力用データ・・・DVDまたはBDメディア等により納品すること。

色空間：s R G B

画像モード：R G B

画像保存形式：J R E G

画像解像度：3 5 0 d p i

- (3) データ量が大きな画像は実行委員会担当者の要望により適したメディアで提供すること。

- (4) 各対象資料の複製製作物

7 納入場所

成果物の納入場所は、近代美術館（和歌山市吹上1-4-14）とする。

8 撮影者及び作業者の資格等

本業務において大型スキャナにより対象資料をスキャンする者は、近代美術館または国公立等の美術館、博物館での美術作品・歴史資料のスキャン経験を有して、その特性や方法に精通し、撮影時の美術作品・歴史資料保全についても万全の対策をとれる者であること。

9 契約不適合責任

- (1) 納入後5年間を保証期間とする。

- (2) 保証期間内に受託者の責任による撮影不良等が判明した場合、受託者の負担において、すみやかに再スキャン等を行い納入する。

10 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

11 工程管理

実行委員会（近代美術館および全米日系人博物館）職員は、本業務の全ての作業への立ち会い及び作成した撮影データの確認をすることができる。

12 その他

- (1) スキャン環境および対象資料について不明点がある場合は、公告に記載されている質問の期間までに実行委員会（近代美術館）へ問い合わせること。

- (2) 本業務にあたって疑義が生じた場合、受託者は実行委員会（近代美術館および全米日系人博物館）職員と協議の上、その指示に従うこと。